

島根県木造住宅耐震診断士登録制度要綱 新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>島根県木造住宅耐震診断士登録制度要綱</p> <p>第1条～第5条 〔略〕</p> <p>(登録証の更新)</p> <p>第6条 登録証の有効期間は登録証の交付を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年とする。</p> <p>2 登録証の更新を受けようとする者は、有効期間の満了の日の属する年度に、それぞれ当該各号に該当する講習会を受講しなければならない。ただし、第3条第1項第二号に規定する実務講習会の受講修了者と同等として県が認める者はこの限りでない。</p> <p>一 登録証の有効期間内に木造住宅の耐震診断を10戸以上実施した者 第9条第1項に規定する講習会、第10条に規定する講習会又は同等以上の内容を有するものとして県が認める講習会</p> <p>二 前号に該当しない者 第9条第1項に規定する講習会</p> <p>3 登録証の更新を受けようとする者は、有効期間の満了の日の属する年度の開始の日から末日の30日前までの間に、次に掲げる書類を提出するものとする。</p> <p>一 島根県木造住宅耐震診断士登録更新申請書（別記様式第6号）</p> <p>二 第2項に規定する講習会の受講修了証の写し又は第3条第2項第五号の規定による書類</p> <p>三 第3条第2項第四号の規定による実績証明書</p> <p>四 第3条第2項第五号の規定による写真2枚</p> <p>4 県は、前項の申請があったときは、申請者に登録証を交付するものとする。</p> | <p>第1条～第5条 〔略〕</p> <p>(登録証の更新)</p> <p>第6条 登録証の有効期間は登録証の交付を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年とし、登録証の更新を受けようとする者は、有効期間の満了の日の属する年度に、それぞれ当該各号に該当する講習会を受講しなければならない。</p> <p>二 登録証の有効期間内に木造住宅の耐震診断を10戸以上実施した者 第9条第1項に規定する講習会、第10条に規定する講習会又は同等以上の内容を有するものとして県が認める講習会</p> <p>二 前号に該当しない者 第9条第1項に規定する講習会</p> <p>2 登録証の更新を受けようとする者は、有効期間の満了の日の属する年度の開始の日から末日の30日前までの間に、次に掲げる書類を提出するものとする。</p> <p>一 島根県木造住宅耐震診断士登録更新申請書（別記様式第6号）</p> <p>二 第1項に規定する講習会の受講修了証の写し</p> <p>三 第3条第2項第四号の規定による実績証明書</p> <p>四 第3条第2項第五号の規定による写真2枚</p> <p>3 県は、前項の申請があったときは、申請者に登録証を交付するものとする。</p> |

5 県は、登録証の有効期間の満了の際、更新の手続きがされなかった者については、登録を取り消すとともに、診断士名簿から抹消するものとする。この場合、第8条第2項の規定を準用する。

第7条～第9条 [略]

(登録証の更新に係る講習会)

第10条 第6条第2項第一号に規定する講習会は、島根県耐震改修設計施工技術者登録要綱第2条に規定する講習会とする。

第11条～第14条 [略]

附 則

この要綱は、平成28年9月28日から施行する。

4 県は、登録証の有効期間の満了の際、更新の手続きがされなかった者については、登録を取り消すとともに、診断士名簿から抹消するものとする。この場合、第8条第2項の規定を準用する。

第7条～第9条 [略]

(登録証の更新に係る講習会)

第10条 第6条第1項第一号に規定する講習会は、島根県耐震改修設計施工技術者登録要綱第2条に規定する講習会とする。

第11条～第14条 [略]

(新設)